

令和7年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第30383号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年10月7日

判 決



原	告	ゴードン, マーク
同	訴訟代理人弁護士	笹本 潤
同		仲尾 育哉
同		緒方 蘭
被	告	国
同	代表者法務大臣	鈴木 馨祐
同	指定代理人	別紙被告指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3000万円及びこれに対する令和3年11月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、東京入国管理局（以下、平成30年法律第102号による出入国管理及び難民認定法改正前の地方入国管理局及び同改正後の地方出入国在留管理局を区別せずに「入管」という。）の収容場に収容された原告が、収容場内において、他の被収容者から隔離される等の措置を受けた際、入国警備官により複数の違法な公権力の行使がされたなどと主張して、被告に対し、国家賠償法

(以下「国賠法」という。) 1条1項に基づき、慰謝料3000万円及びこれに対する不法行為の後の日である令和3年11月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(当事者間に争いが無い、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、特に記載のない限り、月日のみの記載は「令和2年」を表し、時刻のみの記載は「令和2年6月2日」を表す。)

(1) 当事者

原告は、1969年(昭和44年)2月28日生まれ(令和2年6月当時51歳)のアメリカ合衆国の国籍を有する男性である。

原告の平成30年11月30日時点の身長は183.0センチメートル、令和元年11月10日時点の体重は91.3キログラムであった。

(以上につき、甲2の1~2の3、乙26)

(2) 原告の東京入管収容場への収容

ア 原告は、平成30年11月26日、羽田空港に到着し上陸申請をしたところ、上陸のための条件に適合していないとの認定を受け、同月30日、退去命令を受けたが、同命令に従わず本邦から退去しなかった。東京入管主任審査官は、同日、原告につき平成30年法律第102号による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)24条各号に掲げる退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるとして、原告に対する収容令書を発付し、入国警備官は、同収容令書に基づき原告を東京入管羽田空港支局収容場に収容した。原告の収容場所は、平成30年12月7日、東京入管収容場(以下「本件収容場」という。)に変更された。(乙1、6、8)

イ 原告は、平成31年1月23日、退去命令を受けたにも関わらず本邦から退去しなかったことが入管法24条5号の2に該当するとして、退去強制令書の発付を受け、令和3年5月13日に仮放免されるまで、引き続き

本件収容場に収容された。(乙1、8、9)

(3) 関連法令の定め

本件の関連法令の規定は、別紙関連法令記載のとおりである。

(4) 入国警備官による原告に対する隔離及び制圧

ア 隔離の措置

5 入国警備官は、6月2日午後6時49分頃、原告が、本件収容場内の居室である収容区D単独1号室（以下「本件居室」という。）において、配付された石けんを同居室の小窓から同居室の外に出したこと等を理由として、事情聴取のため原告を収容区D調室（以下「本件取調室」という。）
10 に連行した。入国警備官は、午後6時57分、本件取調室において、原告が職員の職務を妨害したとして、被収容者処遇規則（令和6年法務省令第37号により廃止。以下「処遇規則」という。）18条1項2号及び2項に基づく緊急隔離として、原告を収容区G単独1号室（以下「本件隔離室」という。）に連行した。(乙15、16)

15 イ 1回目の制圧行為

原告は、本件隔離室への連行後、所持品検査に抵抗するなどしたため、午後7時、保護室（被収容者の生命・身体の保護及び鎮静並びに収容場内の秩序維持を目的とした部屋）である収容区G保護2号室（以下「本件保護室」という。）に移室された。入国警備官は、本件保護室において、
20 同時刻頃、原告をうつ伏せに組み伏せて制圧し（以下「本件制圧行為①」という。）、午後7時4分、原告に手錠をかけた（以下「本件戒具使用行為①」という。）。原告の手錠は、午後8時36分、解錠された。(甲11、乙10、31)

ウ 2回目の制圧行為

25 入国警備官は、午後9時26分、本件保護室において、再び原告をうつ伏せに組み伏せて制圧し（以下「本件制圧行為②」という。）、午後9時2

8分、手錠をかけた（以下「本件戒具使用行為②」という。）。原告の手錠は、午後10時28分、解錠された。（乙33）

エ 隔離の終了

東京入管局長は、原告につき処遇規則18条1項2号に基づき5日間の隔離を決定し、原告は、6月3日午前10時26分、上記隔離決定に係る隔離言渡書の提示を受けた。原告は、同日午前9時6分、本件保護室から本件隔離室に移されて同月6日午前9時10分まで引き続き隔離され（以下「本件隔離」という。）、同時刻に本件隔離を解除され、本件居室に移された。（乙16、20、21）

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原告の本件取調室等への連行、制圧及び本件隔離について国賠法上違法というべき点の有無

別紙主張整理表の「行為」欄記載の各行為（以下、「番号」欄記載の①から⑫までの数字に対応して、「本件行為①」から「本件行為⑫」までという。）について、原告及び被告は、同欄に対応する「原告の主張」欄及び「被告の主張」欄記載のとおり主張する。なお、別紙主張整理表記載の略語等は、本文中で定義するとおりである。

(2) 損害額

（原告の主張）

本件で原告が被った精神的損害からすれば慰謝料は3000万円を下らない。

（被告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断（争点1（原告の本件取調室等への連行、制圧及び本件隔離について国賠法上違法というべき点の有無）について）

1 認定事実（【】内に、関連する行為を摘示している。また、[]内の数字は、

文書については、陳述書又は尋問調書の頁数を指し、動画の証拠については、画面内に時刻の表示がある場合は当該時刻を、同表示がない場合は再生開始後の経過時間を指す。）

(1) 本件居室における問題の発生【本件行為①】

5 入国警備官は、本件居室内の原告に対し、6月2日午後1時32分、新型コロナウイルス拡散防止措置として、薬用石けん（以下「本件石けん」という。）を配付した。

10 入国警備官は、原告と同じ収容区の別の居室に収容された被収容者に対しても、午後6時44分頃、同様に薬用石けんを配付しようとしたが、これに対して同被収容者が大声で不満を述べたため、応援の入国警備官が駆けつけて同被収容者を事情聴取のため連行しようとした。このやり取りを聞いた原告は、本件居室内から「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出すとともに、居室内の壁を殴打し始め、さらに、午後6時45分、本件石けんを本件居室の搬入口（小窓）から本件居室の外に投げた。本件石けんは小窓のすぐ下に置かれたごみ箱の上で入国警備官の手に当たり、跳ね返ってごみ箱の中に入った。

（以上につき、甲11、13、35、乙13、36）

(2) 事情聴取のための本件取調室への連行【本件行為①～④】

20 ア 本件居室の前にいた入国警備官は、原告の上記行為につき、口頭で制止するとともに、副看守責任者である山根崇史（以下「山根」という。）に対して無線で報告した。原告は、山根が本件居室に到着した時点で、大声を出すなど興奮状態にあり、山根が原告に対し事情を聞くために別室に移動するよう指示しても、「ハラスメント」などと繰り返し叫んで従わなかった。入国警備官らは、午後6時49分頃、原告から事情を聴取するため、原告の両腕を把持して原告を本件居室から本件取調室に連行した。（前提事実(4)ア、甲11、13、33、乙13、14、38〔4～5〕、証人山

25

根〔3～4、33〕

イ 原告は、上記連行中も大声を出し続け、本件取調室に到着後も、入国警備官らに両腕を把持されながら、大声で「ディス・イズ・ブターリティ」（これは虐待だ。）、「アイム・ノット・ペイ・エニー・マニー」（私は金を一切払わない。）等と叫び続けた。入国警備官らは、原告の正面から原告のひざの裏に手を当てて手前に引く方法で、抵抗する原告を椅子に座らせ、原告の両腕を把持して立ち上がらないように押さえた。原告は、一層強く興奮し、「ファック・ユー」（くそつたれ。）等と叫び続けた。原告は、本件取調室において、入国警備官らが、「お金の話してないでしょ。今。」、「なんで石けん投げたのかなって話してるだけね。」、「お金の話はしてないですよ。」、「あなたが、石けんを。」、「話を聞いてください。」、「落ち着いて。」、「カームダウン。」（落ち着いて。）等と声を掛け、原告が本件石けんを投げたことに関する事情を聴きたい旨申し向けても、約8分間、入国警備官らに対して、大声で叫び続けて事情聴取に応じなかった。（甲33、乙14〔6：49：00～6：57：40〕、38〔6〕、証人山根〔5〕）

(3) 緊急隔離の実施

ア 本件隔離室への移室【本件行為⑤】

山根は、本件取調室において原告が大声を出して事情聴取に応じないことから、原告を緊急隔離することとした。山根は、原告に対して「あなたね、入管のお仕事を邪魔したということで、今から、他の人と分けて生活してもらいますからね。」と告げ、入国警備官らに対して原告を本件隔離室に連行するよう指示し、入国警備官らは、午後6時57分、原告の緊急隔離を開始した。原告は、本件取調室から本件隔離室に連行される間及び本件隔離室に到着した後、引き続き興奮状態にあり、「アイム・ノット・ペイ・エニー・マニー」等と叫び続け、山根が「落ち着いて」と声を掛けても大声で叫ぶことを止めなかった。（前提事実(4)ア、甲33、乙14

[6:57:40~6:59:41]、38〔6〕

イ 本件所持品検査の実施及び本件保護室への移室【本件行為⑤～⑥】

山根は、原告を本件隔離室まで連行した後、原告が隔離中に所持品を用いて自傷行為に及び、又は付近にいる看守に危害を加えるおそれを防止するため、入国警備官らに対して原告の所持品検査を指示した。入国警備官らは、うち2名がそれぞれ原告の両腕を把持した上で、他の1名が原告のポケットに手を入れるほか、服の上から体を触り、所持品検査を行った（以下「本件所持品検査」という。）。原告は、上記所持品検査において、入国警備官らに把持された両腕を振りほどこうともがき、入国警備官が原告の体に触れると強く身体をのけぞらせ、これによって原告の体に触れていた入国警備官が後ずさを余儀なくされた。また、その際、原告が自身の頭を後方に揺らしたために後ろの壁に原告の後頭部が当たりそうになり、別の入国警備官が原告の後頭部を支えながら所持品検査が続けられた。しかし、原告はより興奮し、体をのけぞらせ、大きな声で「ヘンタイ」と叫び続けたため、山根は、本件所持品検査を打ち切り、午後7時、原告の両手を入国警備官らが把持して原告を本件保護室に連行した。本件所持品検査を行った時間は約15秒ないし20秒間であった。（前提事実(4)ア、乙14〔6:59:30~7:00:00〕、38〔6~7〕）

(4) 本件保護室における本件制圧行為①及び本件戒具使用行為①の実施

ア 原告を座らせるための試み【本件行為⑥】

山根は、本件保護室内で、興奮状態にある原告を落ち着かせ、かつ、入国警備官らが本件保護室から安全に退出するためには、原告をいったん座った状態にさせる必要があると考え、原告に対し、「ちょっとここで落ち着いてもらうから、一回座ろう。」「座って。」と声を掛けて着席を指示したものの、原告は、入国警備官らに把持されている両腕に力をこめて振りほどこうとし、大声で叫び続け、上記指示に従わなかった。そこで、入国

警備官らは、山根の指示の下、原告の足を持ち、原告を座らせようとしたが、原告は「痛い」と叫んでこれに抵抗した（乙14〔7:00:19～7:00:43〕、38〔7〕）。

イ 本件制圧行為①【本件行為⑥、⑧】

山根は、原告が興奮状態にあり、指示への抵抗を続けていたことから、原告の両腕を放して原告を解放すれば、原告が本件保護室から退室しようとする入国警備官らに対し危害を加えるおそれがあると考え、入国警備官らに対し、原告をうつ伏せに倒すよう指示した。入国警備官ら5人は、午後7時頃、原告の頭と上半身を下方に押さえつけて原告をうつ伏せに倒すと、それぞれ、原告の頭、右腕、左腕、腰及び足を押さえて制圧した（本件制圧行為①）。（前提事実(4)イ、甲17、乙14〔7:00:43～7:01:46〕、証人山根〔8～9〕）

ウ 本件戒具使用行為①【本件行為⑦】

本件制圧行為①によりうつ伏せの状態となった原告の身体を押さえた入国警備官は、山根に対して、原告の身体に力が入っている旨報告した。また、原告は、押さえられた左腕を上を挙げようとする動作をした。山根は、原告に、繰り返し力を抜くように告げたものの、原告がこれに応じず、身体に力を入れ続けていたことから、原告が自傷行為に及び、又は、入国警備官らに対して危害を加えるおそれがあり、これを回避するためには原告に手錠をかける必要があると判断し、入国警備官らに対し、左腕、右腕の順に、背中の上に回し、手錠をかけるよう指示した。原告は、午後7時4分、後ろ手に手錠をかけられ（本件戒具使用行為①）、入国警備官らは本件保護室から退室した。

原告は、両腕の間に腰部及び脚部をくぐらせて手錠の位置を両手前に変更し、山根が本件保護室外から座るように呼び掛けてもこれに応じず、入国警備官らが手錠を解錠するため本件保護室内に入り近付くと再び興奮状

態となったが、その後、やや落ち着きを取り戻したため、午後8時36分、上記手錠は解錠された。(前提事実(4)イ、甲11、12、17、乙14〔7:01:46~7:05:55〕、17、38〔8〕、証人山根〔10〕)

5 (5) 原告による毛布のタグの破損及び本件制圧行為②の実施

ア 原告による毛布のタグの破損

原告は、午後9時18分、貸与された毛布に取り付けられていたタグ(以下「本件タグ」という。)を取り外し、ジャンプして本件保護室の天井に設置された定点カメラ(以下「本件定点カメラ」という。)のレンズに手で貼り付けた。これにより、本件定点カメラのレンズの半分以上が本件タグにより覆われ、室内を写せない状態になった。入国警備官らは、通達の定めにより、被収容者を保護室へ収容する場合、当該被収容者を常時モニターで監視しなければならないことになっていたが、本件定点カメラが上記状態となった結果、本件定点カメラにより原告を常時監視することは困難となった。(乙10、31、乙32〔21:17:30~21:17:35、21:18:18~21:18:20〕)

イ 入国警備官らによる本件タグの除去【本件行為⑨】

入国警備官らは、原告に対して本件定点カメラに貼り付けた物を剥がすよう指示したが、原告は従わなかった。山根は、上記の経緯について入国警備官から報告を受け、本件保護室に入室して本件定点カメラに貼り付けられた物を剥がすこととした。山根は、本件保護室の扉の前に到着すると、同扉を入れてすぐの場所に立っていた原告に対して、扉から離れるよう口頭で指示したものの、原告は、これに応じず、扉のすぐ近くで、「アイウォントゥー　ゴー　トゥー　ホスピタル」等と繰り返し発言し続けた。そのため、入国警備官らは、山根の指示の下、午後9時20分頃、本件保護室の扉を開けて室内に入ると同時に原告の両腕を把持して、本件保護室

の奥まで原告を移動させ、脚立を室内に設置して、この上に登り、本件定点カメラに貼り付けられた本件タグを取り外して回収し、その後、直ちに脚立を本件保護室内から撤去した。(乙31～33、34〔00:00～01:29〕、38〔9〕)

5 ウ 本件制圧行為②【本件行為⑨】

山根は、本件定点カメラの機能回復が完了したことから、原告の両腕を把持していた入国警備官らに対して、「1、2、3で放しましょうか。」と合図を伝えたものの、その間、原告は徐々に興奮状態を強め、声が大きくなり、語気が荒くなり、山根が「落ち着いて。」と声を掛けても、その声
10 に重ねて矢継ぎ早に「ファッキン キルミー」等と叫び続け、把持された両腕を強く揺さぶるなどした。山根は、このまま原告の両腕を放して本件保護室から退室しようとするれば、原告が入国警備官らに対して危害を加えるおそれがあると判断し、入国警備官らに対して原告をうつ伏せに制圧するよう指示した。入国警備官らは、午後9時26分、原告の頭と両腕を下方に押さえつけて原告をうつ伏せにして、入国警備官ら4人でそれぞれ、原告の頭、右腕、左腕並びに腰及び足を押さえつけて制圧した(本件制圧行為②)。(前提事実(4)ウ、乙34〔01:29～03:40〕、証人山根〔13〕)

15 エ 本件戒具使用行為②【本件行為⑩】

20 山根は、本件制圧行為②によりうつ伏せの状態に制圧された原告に対し、「力抜いて。」と声を掛けたものの、原告が力を抜く様子がなかったことから、このまま原告を解放すれば、原告が自傷行為に及び、又は入国警備官らに対して危害を加えるおそれがあり、これを防止するためには原告に対して手錠をかける必要があると判断し、入国警備官らに対し、原告の腕
25 を右、左の順に背中の上に回し、手錠をかけるよう指示した。原告は、午後9時28分、後ろ手に手錠をかけられ(本件戒具使用行為②)、入国警

備官らは本件保護室から退室した。(乙32、34〔03:40~07:40〕)

(6) 本件戒具使用行為②後の手錠の解錠【本件行為⑩】

原告は、本件戒具使用行為②により手錠をかけられ入国警備官らが本件保護室を去った後、午後10時23分頃から呼吸時にひゅうひゅうという音を出すようになり、その後、本件保護室内に入国警備官らが入室して、午後10時28分に原告の手錠を外して退出する間も、呼吸時にひゅうひゅうという音を出していた。山根は、原告に対し「ゴードンさん、体調悪いかな。」「薬飲みますか。」「薬使うときは呼んでください。」と述べたものの、原告は応答しなかった。入国警備官らは、原告に毛布を貸与して退室した。(前提事実(4)ウ、乙32〔22:23:55~22:31:20〕、35)

(7) 本件隔離の終了まで【本件行為⑪】

原告は、本件保護室内において沈静したと判断され、6月3日午前9時6分、本件保護室から本件隔離室に移室され、6月3日午前10時26分、隔離言渡書の提示を受けた。同隔離言渡書には、隔離期間の終期が6月6日午後5時45分と記載されていた。原告は、6月6日午前9時10分、隔離を解除され、本件居室に移室された。(乙16、20、21)

2 本件行為①について

(1) 入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度でその行為の制止等その行為を抑止するための措置をとることができることとされているところ(処遇規則17条の2)、原告は、入国警備官による本件石けんの配付業務に対して「嫌がっているんだからやめろ。」と大声で抗議し、居室の扉を殴打し、入国警備官が小窓のすぐ外にいるにもかかわらず小窓から本件石けんを投げ捨てたものであって(認定事実(1))、上記行為は、処遇規則7条1項4号(他人に対する迷惑行為をしないこと)及び8

号（職員の職務執行を妨害しないこと）に違反するものということができる。そして、入国警備官らは、原告の上記行為につき口頭で中止を指示したものの、原告が大声を出し続け、事情を聴取するために別室に移動するよう口頭で指示してもなお、原告が大声を出し続けてこれに従わなかった（認定事実(2)ア）ために、原告の両腕を把持して別室に連行したものであるから（本件行為①）、本件行為①は原告の上記行為を抑止するために合理的に必要と判断される限度のものであり、処遇規則17条の2に基づく適法な措置ということができる。

(2) 原告は、原告が「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出したり、居室の壁を殴打したりしたことはなく、また、本件石けんを居室から出したのは、喘息の症状を有する原告にとって本件石けんの匂いがつらく小窓のすぐ下のごみ箱に捨てる目的によるものであるから、処遇規則7条1項4号及び8号に違反する事実はないと主張する。そして、原告は、これに沿う供述（甲32〔6〕、原告本人〔5、6、17～18〕）するとともに、入国警備官が原告を本件取調室に連行したのは本件石けんを引き換えに原告に金銭の支払を要求したことに対して、原告が金銭を支払わなかったためであるとも供述する。

しかし、本件行為①が行われた6月2日当日の看守作成の日誌や、処遇規則17条の2に基づく措置がされたことを報告する同日付けの入国警備官作成の報告書には、原告が「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出し、居室の壁を殴打した旨の記載があり（甲11、13、乙13）、これらの記載が虚偽であることをうかがわせる事情は見当たらない。また、本件石けんは小窓からそのまま落ちるのではなく、ごみ箱の上を一直線に飛び出しているのであって（乙36）、原告が小窓のすぐ下のごみ箱に捨てる目的で本件石けんを出したとみることはできない。そもそも、山根が本件居室に到着した時点において、原告は、既に大声を出して強い興奮状態にあった一方（認

定事実(2)ア)、入国警備官らが、原告を本件取調室に連行した後、原告に対し、「なんで石けん投げたのかなって話してるだけ。」などと繰り返し告げて(認定事実(2)イ)、本件石けんを投げた事情の聴取を試みていることに照らせば、原告は、石けんを本件居室の外に投げ捨て、大声を出し続けて処遇規則7条1項4号及び8号に違反する行為に及んだために、これに対する事情聴取の目的で本件取調室に移されたとみることが自然かつ合理的というべきである。

原告は、本件取調室への連行は入国警備官らによる金銭要求を原告が拒否したためである旨主張するが、入国警備官らが本件取調室への連行の状況を撮影したハンディカメラ(乙14)に原告に対して金銭を要求する言動は一切記録されておらず、また、入国警備官らの発言中に、上記撮影が開始される以前の段階で金銭の要求があったことをうかがわせるものは見当たらない。加えて、入国警備官らが、金を払わない旨の発言を繰り返す原告に対し、「お金の話はしてないですよ。」などと、金銭要求がないことを理解させようとする趣旨とみられる声掛けを何度も行っていること、原告の、金を払わない旨の上記発言は、本件取調室への連行(これが違反行為の抑止のため合理的な限度で行われたものであることは前述のとおりである。)につき「虐待だ」などと叫ぶのに併せて、強い興奮状態の中でされたものであり、客観的事実に基づく発言であるとは直ちに解し難いこと、金銭要求があった旨の原告の供述は、収容中の全期間(前提事実(2)イ)を通じて連日にわたり数千円から一万円を支払うよう求められてこれに応じ続けたというもので、不自然というほかないこと、その他本件各証拠に照らしても、原告の供述以外に原告が収容場での収容中に入国警備官らに金銭を要求された事実をうかがわせる事情が何ら見当たらないこと等に照らせば、原告が入国警備官らから金銭の要求を受けた旨の原告の供述は信用することができない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

3 本件行為②について

原告は、入国警備官らが、原告を本件居室から本件取調室まで連行する間及び同室に入室させた直後において、原告に対して金銭を要求する旨の発言をしたと主張し、陳述書（甲32〔6～7〕）において同旨を供述する。

しかし、入国警備官らが原告に対して金銭の要求をした旨の原告の供述が信用性を欠くこと及び原告の供述以外に入国警備官らが原告に対して金銭の支払を要求したことをうかがわせる事情が認められないことは上記2でみたとおりであり、原告に対し金銭の要求がされた事実は認められない。原告の上記主張は採用することができない。

4 本件行為③について

本件居室から本件取調室への連行が処遇規則17条の2に基づく適法な措置であることは、上記2(1)で認定判断したとおりである。

原告は、入国警備官らが原告に対して上記の連行の理由を説明すれば原告を落ち着かせることができ、連行する必要が生じなかったにもかかわらず、同説明をしなかったことが違法であると主張する。しかし、上記2(1)でみたとおり、入国警備官らは、原告が大声を出すのを制止し、事情を聞くために別室へ移動するよう指示したにもかかわらず、原告が大声を出し続けたために（認定事実(2)ア）、原告を本件取調室に連行したものであって、原告は、連行の目的について説明を受けながらその指示に従わなかったものであるから、原告の主張はその前提を欠いており、採用することができない。

5 本件行為④について

(1) 原告は、本件取調室へ到着した後も、入国警備官らに両腕を把持されながら大声で「ディス イズ ブターリティ」（これは虐待だ。）と叫び続け、入国警備官らに「落ち着いて。」等と声を掛けられても、約8分間、「ファックユー」（くそつたれ）等と叫び続けて事情聴取に応じようとしなかったものであるから（認定事実(2)イ）、処遇規則7条1項3号（他人に対し危害を加

え、又は危害を加えることを企てないこと)、4号(他人に対する迷惑行為をしないこと)及び8号(職員の職務執行を妨害しないこと)に違反し、又は、違反する行為をしようとしたものといえることができる。入国警備官らは、このような状態にある原告のひざの裏に手を当てて引いて座らせ、その後も原告の両腕を把持して原告が立ち上がらないようにしたにとどまるのであり(認定事実(2)イ。なお、ハンディカメラ映像〔乙14〕等に照らし、入国警備官らが原告を座らせた際に故意に原告の足をひねるなどした事実は認められない。)、これらの行為は、合理的に必要と判断される限度で原告の行為を抑止するものであり、処遇規則17条の2に基づく適法な措置といえることができる。

(2) 原告は、原告の様子から、原告が入国警備官らによる金銭の支払の要求を拒否したことに対する嫌がらせとして本件取調室に連行されたと認識していることが明らかであり、入国警備官は、原告に対して金銭の支払を要求していない旨及び連行の理由を説明して、原告を落ち着かせるべきであったにもかかわらず、これらの説明をしていないから、本件行為④は、合理的に必要と判断される限度を超える違法な措置であると主張する。

しかし、入国警備官らが原告に対して金銭の支払を要求した事実が認められないことは上記2及び3でみたとおりであり、原告が同要求をされていると誤信するに足りる事情も認められないばかりか、入国警備官らは、石けんを投げたことについての事情聴取を行う旨を原告に繰り返し告げ(認定事実(2)ア、イ)、「お金の話してないでしょ。」などと発言して、金銭要求の事実がないことを原告に理解させようとしているのであるから(認定事実(2)イ)、本件取調室への連行に関する説明に不足するところがあったとはいえない。したがって、この点をもって、本件取調室への連行等が違法となることはない。原告の上記主張は採用することができない。

6. 本件行為⑤について

(1) 緊急隔離について

ア 入国者収容所長等は、被収容者が職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害する行為をするなどした場合（処遇規則18条1項各号）には、期限を定めてその者を他の被収容者から隔離することができ（同条1項柱書）、
5 入国警備官らは、上記場合において入国者収容所長等の命令を受けるいとまがないときは、自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる（同条2項）、原告は、上記のとおり、本件取調室において、
10 入国警備官らに対して、大声で「ファック ユー」等と叫び続けて事情聴取に応じなかったものであり（認定事実(2)イ）、このような原告の行為は、
15 処遇規則18条1項2号（職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること）に該当するものといえる。そして、原告が、入国警備官らから落ち着くよう申し向けられても約8分間にわたり大声で叫び続け、興奮状態が続き、入国警備官らにおいて原告の両腕を把持した状態を解除できない状況にあったこと（認定事実(2)イ）に照らせば、入国警備官らが原告の隔離につき入管局長の命令を受けるいとまがなかったことは明らかである。
したがって、入国警備官らが原告を本件隔離室に移動させたことは、緊急隔離（同条1項2号及び2項）として適法である。

イ 原告は、原告が大声を出して興奮状態にあったのは、入国警備官が原告に本件取調室への連行の理由や両腕の把持の理由を説明していないためであるから、原告の行為は処遇規則18条1項2号に該当しないと主張する。
20 しかし、本件取調室への連行の理由に関する入国警備官らの説明に不足するところがないことは前述のとおりである。また、本件取調室において両腕を把持された目的が興奮状態にある原告を落ち着かせて事情を聴取することにあることは説明せずとも明らかである。原告の主張は採用することができない。

(2) 本件所持品検査について

5 入国者収容所長等は、入国者収容所等の保安上必要があると認めるときは、
入国警備官に被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を行わせることができ
るところ（入管法（令和5年法律第56号による改正前のもの。以下この項
において同じ。）61条の7第4項、処遇規則10条）、原告は、本件隔離室
10 に連行される間及び本件隔離室に到着した後、山根が「落ち着いて」と声を
掛けても大声で「アイム ノット ペイ エニー マニー」等と叫び続ける
ような興奮状態にあったから（認定事実(3)ア、イ）、原告がその所持品を用
いて自傷行為又は他害行為を行うおそれがあったといえ、これらの行為を防
止するために原告の所持品を検査する保安上の必要性があったものといえる。
15 そして、本件所持品検査の態様は、入国警備官らにおいて、原告の両腕を把
持し、原告の後頭部を支えながら、ポケットの中に手を入れ、また、服の上
から身体に触れて所持品を確認するというものであり、所要時間も約15秒
ないし20秒間にとどまるのであるから（認定事実(3)イ）、合理的な限度に
とどまるものといえる。したがって、本件所持品検査は、入管法61条の7
第4項及び処遇規則10条に基づくものとして適法である。

原告は、入国警備官らが、本件所持品検査に先立って所持品検査を行う旨
の説明をしていないから本件所持品検査は違法である旨もいうが、原告が上
記のとおり強い興奮状態にあり、自傷他害のおそれが強い状況にあったこと
に照らせば、入国警備官らが事前に上記説明をしなかったとしても、本件所
20 持品検査の態様が相当でなかったということはできない。原告の主張は採用
することができない。

7 違法行為⑥について

(1) 原告を本件保護室に連行した行為について

25 原告は、本件所持品検査に際し、入国警備官らに把持された両手を振りほ
どこうともがき、入国警備官に身体を触られると、強く身体をのけぞらせ、
頭を後方に揺らし、更に興奮を強めて、引き続き体をのけぞらせながら大き

な声で「ヘンタイ」などと叫び続け、これにより入国警備官らは後ずさり
余儀なくされるなどしたものであるから（認定事実(3)イ）、処遇規則7条1
項3号（他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと）、
4号（他人に対する迷惑行為をしないこと）及び8号（職員の職務執行を妨
害しないこと）に違反し、又は、違反する行為をしようとしたものといえる。
このような原告の状態に照らせば、入国警備官らが、原告の両腕を把持しな
がら、原告を落ち着かせる目的で、防音性が高く自傷行為等をする場所がな
い個室である本件保護室（前提事実(4)イ、乙38〔7〕）に原告を連行した
ことは、合理的に必要と判断される限度で原告の行為を抑止するものとして、
処遇規則17条の2に基づく適法な措置といえることができる。

(2) 本件保護室における制圧行為（本件制圧行為①）等について

原告は、本件保護室に連行された後も引き続き興奮状態にあり、入国警備
官から、座るよう指示を受けたにもかかわらず、これに従わないばかりか、
大声を出しながら入国警備官らに把持されている両腕を振りほどこうとして
いたのであるから（認定事実(4)ア）、引き続き処遇規則7条1項3号、4
号及び8号に違反する行為をしようとしていたものといえる。入国警備官ら
は、原告がこのような状態にあったことから、本件保護室からの退室時の安
全を確保するため、原告の足を持って原告を座らせようとし、さらに、原告
が「痛い。」と叫んでこれに抵抗したことから（認定事実(4)ア）、複数人で
原告の頭と上半身を下方に押さえつけて原告をうつ伏せに倒し、それぞれ、
原告の頭、右腕、左腕、腰及び足を押さえつけて原告を組み伏せて制圧したも
のであって（認定事実(4)イ）、上記有形力の行使は、原告がけがをしたり、痛
みを感じたりしないように十分に配慮されたものといえるから、本件制圧行
為①は、合理的に必要と判断される限度で原告の上記行為を抑止するもので
あり、処遇規則17条の2に基づく適法な措置といえることができる。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、入国警備官らの本件制圧行為①等は、その必要性等についての説明を欠くものであり、違法である旨主張する。しかし、入国警備官は、原告に対し、本件保護室への連行前に、金銭を要求していない旨及び入国警備官の職務を妨害したために隔離される旨を伝えているにもかかわらず（認定事実(2)イ、(3)ア）、原告は、本件保護室に連行後も、大声で「ヘンタイ」等とまくし立て（乙14〔6：59：46～7：00：43〕）、入国警備官らの指示を聞き入れない状態にあったのであるから、本件制圧行為①の必要性等についての入国警備官らの説明に不足する点があったとはいえない。

イ また、原告は、本件制圧行為①に際し、入国警備官らが、両ひざを原告の首又は後頭部に載せて押さえつけたほか、原告の首、腰及び足を蹴ったと主張するが、証人山根は、入国警備官らが原告の首の上に両ひざを乗せていないことを視認して確認したと供述しており（乙38〔8〕、証人山根〔10〕）、本件制圧行為①を撮影したハンディカメラ及び本件定点カメラの映像にも、入国警備官らが両ひざを原告の首又は後頭部に載せて押さえつけたり、原告の首、腰及び足を蹴ったりしている場面は映っていないのであるから（乙14、17）、入国警備官らがこれらの行為に及んだものとは認められない。原告の上記主張はいずれも採用できない。

8 本件行為⑦について

原告は、本件制圧行為①によりうつ伏せに制圧されながらも、身体に力をこめるとともに、入国警備官に押さえられている左腕を上を挙げようとする動作をし、繰り返し力を抜くよう指示を受けてもこれに応じず、抵抗を続けている状態にあったのであるから（認定事実(4)ウ）、処遇規則19条1項2号（自己又は他人に危害を加えること）に該当する行為をするおそれがあり、かつ、戒具（手錠）をかけるほかに、原告が自己又は他人に対して危害を加えることを防止する方法はなかったものと認められる。また、上記状況に照らせば、入国

警備官らが手錠の使用につき東京入管局長の命を受けるいとまがなかったことは明らかである。そして、仮に身体の前に手錠をすれば、両腕を用いた攻撃が容易になり、原告が自傷行為に及び、又は入国警備官らに対して危害を加えることを十分に防止できないから、入国警備官らが原告に後ろ手に手錠をかけたこと（認定事実(4)ウ）もやむを得ないものというべきであり、本件戒具使用行為①は、必要最小限度の範囲で行われた、処遇規則19条1項に基づく適法な戒具の使用ということができる。

9 本件行為⑧について

原告は、本件制圧行為①の際、入国警備官から鎮静剤を注射されたと主張し、陳述書（甲32〔9〕）及び本人尋問（原告本人〔23～24〕）において同旨の供述をする。しかし、証人山根は、本件制圧行為①に際し、山根自ら鎮静剤を注射したことも、鎮静剤を注射した入国警備官を見たこともないと供述し（証人山根〔33〕）、本件制圧行為①を撮影したハンディカメラ及び本件定点カメラの映像には、入国警備官が鎮静剤を注射し、又は、鎮静剤を注射するような動作をする場面は映っていない（乙14、17）。医師や看護師の資格を有さない入国警備官が使用できる注射用の鎮静剤が備品として用意されていることも想定しがたい。したがって、入国警備官が原告に対して鎮静剤を注射したとの事実は認めることはできず、原告の主張は採用することができない。

10 本件行為⑨について

(1) 原告の両腕を把持して部屋の隅に後退させた行為について

ア 原告は、貸与された毛布から本件タグを取り外して本件保護室の天井に設置された本件定点カメラに貼り付け、これにより、本件定点カメラのレンズはその半分以上が室内を写せない状態となり、入国警備官らは、通達の定めによって行うべきこととされていた、本件保護室内の原告の監視業務を続けることができなくなったものであるから（認定事実(5)ア）、原告は、処遇規則7条1項8号（職員の職務執行を妨害しないこと）に違反し

たものといえる。そして、入国警備官らは、原告が本件定点カメラに貼り付けた物を剥がすよう指示してもこれに応じず、本件定点カメラの機能を回復させる目的で本件保護室に入室しようとしても、原告が本件保護室内の扉のすぐ近くに立って入室を妨げ、扉から離れるよう指示を受けても、

5 「アイ ウォントゥー ゴー トゥー ホスピタル」等と発言し続けて指示に応じなかったことから、扉を開けると同時に原告の両腕を把持して原告を本件保護室の奥まで歩かせ、原告が本件保護室の奥にいる間に、脚立を室内に設置して本件タグを本件定点カメラから外したものと認められる（認定事実(5)イ）。そうすると、入国警備官らが、原告の両腕を把持して

10 て本件保護室の奥まで歩かせた行為は、入国警備官らが本件保護室内に入り、原告及び入国警備官らの安全を確保した上で脚立を用いて本件定点カメラの機能回復の作業を行うために合理的に必要な限度で原告の行為を抑止するものであり、処遇規則17条の2に基づく適法な措置といえることができる。

15 イ 原告は、①シール状の本件タグを剥がしたに過ぎず、また、本件タグが本件定点カメラに貼り付いていたのは約5分程度の短い時間に過ぎない旨をいうが、いずれも原告が本件タグの本件定点カメラへの貼付により本件定点カメラによる常時監視を妨げ、処遇規則7条1項8号に違反する行為に及んだことを左右するものではない。

20 また、原告は、②原告が入国警備官らに対して病院に連れていくよう求めているのであるから、入国警備官らが原告の健康状態を確認することなく原告の両腕を把持して本件保護室の奥まで歩かせたことは合理的に必要な限度を超える旨も主張する。しかし、②原告は、ジャンプして本件タグを天井の本件定点カメラに貼り付け、本件保護室内を歩き回り、入国警備官らが到着した時点においても立ったまま繰り返し「アイ ウォントゥー

25 ゴー トゥー ホスピタル」等と述べていたのであって（認定事実(5)イ、

乙32)、健康状態に問題が生じていたとしようかがわからないのであるから、入国警備官らが原告の健康状態を確認すべき状況にあったとは認められない。原告の上記主張はいずれも採用できない。

(2) 本件制圧行為②について

5 ア 原告は、入国警備官らが、本件タグを外す作業を終えて本件保護室から退出するため、原告の両腕を放そうとしたところ、興奮状態に陥り、山根が「落ち着いて。」と声を掛けても、山根の声に重ねて矢継ぎ早に「ファッキン キルミー」等と叫び続け、把持された両腕を強く揺さぶるなどしたものであるから（認定事実(5)ウ）、処遇規則7条1項3号（他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと）、及び8号（職員の職務執行を妨害しないこと）に違反し、又は、違反する行為をしようとしたものといえる。入国警備官らは、原告がこのような状態にあったことから、本件保護室からの退室時の安全を確保するため、4人が原告の頭と上半身を下方に押さえつけて原告をうつ伏せに倒した上、それぞれ、原告の頭、右腕、左腕並びに腰及び足を押さえつけて原告を組み伏せて制圧したものであって（認定事実(5)ウ）、原告がけがをしたり、痛みを感じないように十分に配慮されたものといえることができるから、本件制圧行為②は、合理的に必要と判断される限度で原告の上記行為を抑止するものであり、処遇規則17条の2に基づく適法な措置といえることができる。

10
15
20 イ 原告は、①原告が「キルミー」等と述べ続けたのは、金銭の支払の要求を拒んだ原告に対して入国警備官らが嫌がらせをしていると考えたからであり、処遇規則7条1項3号及び8号に違反したとはいえない、②本件制圧行為②に際し、入国警備官らが、両ひざを原告の首又は後頭部に載せて押さえつけたほか、原告の首、腰及び足を蹴ったと主張する。しかし、①
25 について、原告の主張を採用することができないのは上記7(3)で述べたことと同様であり、②についても、証人山根は、入国警備官らは原告の首

にひざを載せていない旨証言し（証人山根〔14〕）、本件制圧行為②を撮影したハンディカメラ及び本件定点カメラの映像には、入国警備官らが両ひざを原告の首又は後頭部に載せて押さえつけたり、原告の首、腰及び足を蹴ったりしている場面は映っていない（乙32、34）から、原告の主張は採用することができない。

1.1 本件行為⑩について

原告は、本件制圧行為②を受ける前の時点で強い興奮状態に陥り、落ち着くよう告げられても「ファッキン キルミー」等と叫び続け、入国警備官らに把持された両腕を強く揺さぶるなどしていたものであり（認定事実(5)ウ）、本件制圧行為②の後も、力を抜くよう指示を受けても身体から力を抜く様子がなかった（認定事実(5)エ）のであるから、処遇規則19条1項2号（自己又は他人に危害を加えること）に該当する行為をするおそれがあり、かつ、手錠をかけるほかに、原告が自己又は他人に対して危害を加えることを防止する方法はなかったものと認められる。また、上記状況に照らせば、入国警備官らが手錠の使用につき東京入管局長の命を受けるいとまがなかったことは明らかである。なお、入国警備官らが原告に後ろ手で手錠をかけたこと（認定事実(5)エ）がやむを得ないものとみられることは、上記8で認定判断したことと同様である。したがって、本件戒具使用行為②は、必要最小限度の範囲で行われた、処遇規則19条1項2号に基づく適法な戒具の使用といえることができる。

1.2 本件行為⑪について

原告は、本件戒具使用行為②により手錠をかけられた後、喘息の発作を発症していたから、入国警備官らは、手錠の解錠のために本件保護室に入室した時点で、「異状を発見したとき」（処遇規則14条2項）に当たるものとして救急搬送等の必要な措置を講じ、直ちに入管局長に報告すべきであったのにこれらの対応を取らず、「り病」（処遇規則30条1項）した原告に医師の診療を受けさせずに放置したものであり、違法であると主張する。

しかし、原告は、入国警備官らが本件保護室に入室して手錠を解錠する際、ひゅうひゅうと音を立てて呼吸をしていた（認定事実(6)）ものの、呼吸は荒くなく、特段苦しむ様子もみられなかったのであり（乙31〔24～26〕、35）、処遇規則14条2項の「異状」があったとはいえ、**「り病し、又は負傷した」**（処遇規則30条1項）とも認めることはできない。したがって、入国警備官らが原告の健康状態につき東京入管局長に報告せず、原告に直ちに医師の診察を受けさせなかったことが、処遇規則14条2項及び30条1項に反し、違法であるとはいえない。原告の主張はいずれも採用できない。

1.3 本件行為⑫について

原告は、緊急隔離を受けた後、東京入管局長により隔離期間の終期を6月6日17時45分とする隔離決定を受け（前提事実(4)エ）、同日午前9時10分までの間、他の収容者から隔離されたものであるところ（本件隔離）、原告は、本件隔離はその必要がないのに5日間にわたり行われたもので違法であると主張する。

しかし、原告の緊急隔離が適法であることは上記6(1)でみたとおりであり、その後、本件隔離が解除されるまでの間に、原告を隔離する必要性が失われたとみるべき事情はうかがわれない。したがって、本件隔離が上記の期間続いたことが、違法ということとはできない。

1.4 原告は日本語を理解できなかった旨の主張について

(1) 原告は、このほか、本件行為①～⑫を通じて、原告の日本語の能力をもってしては、入国警備官の日本語での説明や発言を理解することができなかったとして、入国警備官による原告に対する口頭での対応が不十分であったとも主張する。

(2) しかし、原告は、平成元年から平成5年頃に日本人と婚姻し、平成11年7月に来日した後、平成25年12月9日に米国に出国するまで、日本で生活しており（乙1、7）、その間、日本の株式会社等で会社員として勤務し

たり、飲食店を経営するなどしていたのであって（乙7）、平成31年1月に実施された口頭審理の際にも、特別審理官に対し、日本語の日常会話は可能である旨述べていたのであり（乙37、弁論の全趣旨）、令和元年12月18日付け被収容者申出書（乙28〔119〕）に「DAITAIKOTSU KOTSUBAN ITAMIGA HAGESHI」と記載していることからすると、平易な日本語であれば十分理解する能力を有していたものと認められる。これは、本件行為①～⑫の際、原告が繰り返し「痛い」、「ヘンタイ」等の日本語を叫んだり（乙14、34）、「一万円」、「何それおかしいよ」と発言するなどしていること（乙14〔6：58：39〕）からも明らかである。そして、本件行為①～⑫の際、入国警備官らは、「なんで石けん投げたのかなって。」（認定事実(2)イ）、「入管のお仕事を邪魔したということで、今から、他の人と分けて生活してもらいますから」（認定事実(3)ア）、「ここで落ち着いてもらうから、一回座ろう。」（認定事実(4)ア）など、平易な日本語で原告に指示や措置の内容を伝えているのであるから、入国警備官らによる本件行為①～⑫における口頭対応が不十分だったということとはできず、原告の主張は採用することができない。

15 小括

以上から、本件行為①～⑫は、いずれも適法にされたものといえ、国賠法上違法であるということとはできない。

20 第4 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判長裁判官

足立堅太 

(別 紙) 被告指定代理人目録

潤子大織子己太司代記紘紘嵩二晴志介郎一
淳雄詩晶一裕基和未貴 雄丈真俊祥淳
岡木葉井富川谷内利居後坪野 湯高名山中
富藤千筒中廣藤竹毛武越大日迎北小椎石瀨

(ほか)

以上

(別紙) 関連法令

1 入管法 (令和5年法律第56号による改正前のもの)

(被収容者の処遇)

第61条の7

- 5 1項 入国者収容所又は収容場 (以下「入国者収容所等」という。) に収容されている者 (以下「被収容者」という。) には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。
- 4項 入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長 (以下「入国者収容所長等」という。) は、入国者収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を
10 領置することができる。
- 6項 前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

15 2 被収容者処遇規則 (処遇規則)

(遵守事項)

第7条

- 1項 収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項 (以下「遵守事項」という。) は、次のとおりとする。
- 20 1号 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
- 2号 自損行為をし、又はこれを企てないこと。
- 3号 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。
- 4号 他人に対する迷惑行為をしないこと。
- 25 5号 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。
- 6号 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。

7号 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。

8号 職員の職務執行を妨害しないこと。

(身体、所持品及び衣類の検査)

第10条

5 所長等は、収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、入国警備官に被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を行わせることができる。

(事故の防止等)

第14条

10 2項 入国警備官は、収容所等の施設又は被収容者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

(制止等の措置)

第17条の2

15 入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。

(隔離)

第18条

20 1項 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

1号 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。

25 2号 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。

3号 自殺又は自損すること。

2項 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるいとまがないときは、
入国警備官は、自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる。
(戒具の使用)

第19条

5 1項 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、
かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の
範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができ
る。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自
ら戒具を使用することができる。

10 1号 逃走すること。

2号 自己又は他人に危害を加えること。

3号 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

(戒具の種類)

第20条

15 1項 戒具は、次の四種類とする。

1号 第一種手錠

(傷病者の措置)

第30条

20 1項 所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさ
せ、病状により適当な措置を講じなければならない。

以上

これは正本である。

令和 7 年 / 月 27 日

東京地方裁判所民事第 3 2 部

裁判所書記官 蛭田直美

